資料１２

平成２７年6月16日

江戸川区

 計画相談支援事業所

連絡会

平成27年6月16日

計画相談支援事業所連絡会

**実務上の留意点（江戸川区相談支援事業所連絡会においての質問）**

質問①　案トレなしでの請求は可能か？

回答①　不可能です。今年度４月より、各相談係統一で下記のように対応しております。

　**※江戸川区相談支援事業の手引き　P28～抜粋**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 日付 | 主体 | 内容 | 方法 | 計相談支援事業所の動き |
| ⑫ | 3/20 | 相談支援事業所→関係機関 | サービス担当者会議の開催、**案の取れた計画**の作成 |  | サービス担当者会議の開催等により計画案の内容について関係者に説明を行うとともに、専門的意見を聴取する。 |
| ⑬ | 3/25 | 相談支援事業所→本人 | 計画の交付・説明・署名 | 面接 | 立案したサービス等利用計画を本人に渡し、内容を説明。問題なければ署名をもらう。※説明後の署名は必須だが、署名をもらうやり取りは郵送でもOK |
| ⑭ | 3/28 | 相談支援事業所or本人　→各係・関係機関 | 計画の提出・共有 | 郵送等 | 「サービス等利用計画」の**写し**を各係に提出する。相談支援事業所は次月に請求可能となる。**関係機関（サービス提供事業所等）にも写しを送付し、支援方針を共有** |
| ⑮ | 4/1～ | 本人 | サービ／更新後のービス利用開始 |  | 相談支援事業所は前月に行ったサービス等利用計画作成について、国保連に請求。この例では、３月分として計画作成日は、３月２５日となる。**※注意：Ｐ２１・Ｐ５１参照！！**作成したモニタリング報告書を本人に渡し、内容を説明。問題なければ署名をもらう。※説明後の署名は必須だが、署名をもらうやり取りは郵送でもOK |
| ⑯ | 4/10 | 相談支援事業所→　国保連 | 計画相談支援給付費の請求 | 電子 |

質問②　受給者証の確認が難しい場合、受給者番号を電話で確認可能か？

回答②　どうしても確認が難しい場合は、各担当係にご連絡ください。折り返し固定電話に

　　　　連絡し、お知らせいたします（成りすまし対策のため）。